

郡山市地域おこし協力隊実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総事務次官通知。以下「要綱」という。）に基づき、郡山市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置するに当たり、郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年郡山市条例第39号）郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月31日規則第34号）、郡山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月31日規則第36号）及び郡山市パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関する規則（令和2年3月31日規則第37号）（以下「条例等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(隊員の活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

- (1) 地域産業の振興に関する活動
- (2) 地域資源の活用に関する活動
- (3) 地域の情報発信に関する活動
- (4) 地域行事等の地域コミュニティに関する活動
- (5) その他市長が地域の活性化に必要と認める活動

(任用等)

第3条 隊員は、次の各号のいずれにも該当する者を公募し、これに応募した者のうちから、市長が任用又は委嘱（以下「任用等」とする。）する。

- (1) 要綱第3（1）④の規定に該当する者
- (2) 活動に熱意と意欲を持って積極的に取り組む者

(身分)

第4条 隊員の身分の種類は次の各号のいずれかとする。

- (1) 会計年度任用隊員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用される隊員
- (2) 委託型隊員 前号に規定する隊員以外の隊員で、市と雇用契約を締結せず、市長からの委嘱に基づき活動する、以下のいずれかに該当する隊員をいう。

ア 個人事業主として活動に取り組む隊員

イ 本市が実施する活動に関する業務委託を受託した法人（以下「受託者」という。）と雇用契約を締結し活動に取り組む隊員

2 市長は、隊員の任用等にあたり、隊員の活動の内容及び身分に基づき身分を定めるものとする。

3 翌年度以降の身分の変更を希望する隊員は、変更希望の理由を記した書面を9月末日までに市長へ提出するものとする。

(任用等期間)

第5条 隊員の任用等期間は、1年以内とし、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中で任用等された隊員の任用等期間は、任用等した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、1年を超えない範囲、かつ、通算して3年を超えない範囲で延長できるものとする。

3 第2条に掲げる活動として地場産業等に従事し、かつ、次の各号の要件を満たす隊員が、任用等期間終了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて当該活動を行うことを希望し、市長が任用等期間の延長が必要と認めた場合には、2年を上限として延長（最長5年）することができるものとする。なお、任用等期間の延長を希望する隊員は、退任予定日の4カ月前の日以前の直近の9月末までに起業・事業承継に向けた活動計画を市長へ提出するものとする。

(1) 当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして市長が認めるものであること。

(2) 起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。

(3) 隊員として本市に定住し、かつ本市で起業・事業承継を行うこと。

(退任)

第6条 隊員は、前条に規定する任用等期間中に退任しようとするときは、退任しようとする日の30日前までに市長に書面で申し出て、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

(解任)

第7条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(2) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(4) 職務遂行に必要な能力に乏しく、活動に堪えないと認められるとき。

(報酬及び勤務条件等)

第8条 隊員の報酬、手当、費用弁償及び勤務条件等については、以下の各号のとおりとする。

(1) 会計年度任用隊員 条例等の規定による。

(2) 委託型隊員 受託者又は隊員と締結する契約書の定めによる。

(住居)

第9条 会計年度任用隊員の住居については、市が借り上げ、家賃は市が負担する。ただし、自己都合等による活動の中断期間が生じた場合、その間の家賃は自己負担とする。

(活動報告)

第10条 隊員は、以下の各号のとおり、活動の内容を記した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 会計年度任用隊員 月次活動報告書（第1号様式。以下「月報」という。）

(2) 委託型隊員 日次活動報告書（第2号様式。以下「日報」という。）及び月報

2 月報及び日報は、翌月5日（その日が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後において最も近い市の休日でない日。）までに提出するものとする。

（守秘義務）

第11条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（市の役割）

第12条 市長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 隊員の活動体制の整備及び支援

(2) 隊員の活動の総合調整

(3) 前2号に掲げるもののほか、隊員の活動に必要な事項

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。